

第 5 期草津市障害福祉計画・第 1 期草津市障害児福祉計画の概要

第 1 章：計画の概要

■計画の位置づけ

◆「草津市障害福祉計画」は、本市における障害者施策の基本的な方向性や取り組みを示す「草津市障害者計画」のうち、障害者総合支援法第 8 8 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。

◆「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第 3 3 条の 2 0 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。

また、児童福祉法第 3 3 条の 2 0 第 6 項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定します。

■計画の期間

平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの 3 年間とします。

第 2 章：計画の数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

○平成 2 8 年度末時点において福祉施設に入所している者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、平成 3 2 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

○また、平成 2 8 年度末時点から平成 3 2 年度末までの施設入所者の削減に関する目標値を設定します

項目	数値	内容
平成 2 8 年度末時点の入所者数 (A)	46 人	○平成 2 8 年度末の施設入所者数
退所者数 (B)	3 人	○平成 3 2 年度末時点の施設入所からグループホーム等へ移行した者等の数
新規入所者 (C)	2 人	○平成 3 2 年度末時点のグループホーム等での対応が困難な者等の数
目標年度入所者数 (D) = (A - B + C)	45 人	○平成 3 2 年度末時点の利用人員
【目標値】 地域生活移行者数 (E) = (B)	3 人 6.5 %	○施設入所から GH 等へ移行した者の数 (割合については地域生活移行者数 (E) を入所者数 (A) で除したもの)
【目標値】 削減見込 (A - D)	1 人 2.2 %	○差引減少見込み数 (割合については削減見込人数を入所者数 (A) で除したもの)

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（湖南福祉圏域および市）

湖南福祉圏域に設置された、湖南圏域精神障害者地域移行・地域定着推進会議において、入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、長期入院患者や入退院を繰り返す者の地域生活への移行および地域定着を推進するための取り組みに関して協議を行います。
既存の協議会などを活用して、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を検討します。

3 地域生活支援拠点等の整備

○障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくり等について、その機能強化に関する考え方を示します。

◆障害者が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

本市（湖南福祉圏域）では、地域生活支援のための相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受入および対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう、市立障害者福祉センターや地域包括支援センター、その他相談支援事業所が関係機関、事業所等と連携し、各種サービスの調整を行うことで、総合的な支援を実施します。

また、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、障害のある人が学校卒業、就職、親元からの自立等、生活環境が変化する節目を迎えたときの継続した支援等が求められているため、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関・事業所等との協議の場である草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて、障害のある人のニーズを総合的に捉え、この地域に求められている支援のあり方を検討し、引き続き障害のある人の地域生活支援体制の強化を図ります。

○高齢者と障害者で構成される世帯など、特に支援が必要と思われる世帯が地域で安心して暮らせるよう孤立化防止対策事業を行います。

◆孤立化防止の推進（市独自事業）

高齢者と障害者で構成される世帯、障害者単独世帯等、特に支援が必要と思われる世帯について調査を行い、障害者本人だけでなく養護する家族の相談に応じることや、必要なサービスにつなげること等により支援を行います。また、特に支援・見守りが必要な世帯の情報を地域の支援者間で情報共有し、見守り、訪問活動を促進します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 3 2 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

◆福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	内容
平成 2 8 年度の一般就労移行者数 (A)	8 人	○平成 2 8 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B)	14 人 175 %	○平成 3 2 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (割合については一般就労移行者数 (B) を (A) で除したもの)

◆就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	内容
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数(A)	46人	○平成28年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数(B)	57人	○平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数(割合については就労移行支援事業の利用者数(B)から(A)を除いたもの)
	124%	

◆就労移行支援事業ごとの就労移行者の割合

項目	数値	内容
平成32年度末の就労移行支援事業所数(A)	6箇所	○平成32年度末時点の就労移行支援事業所の数
【目標値】上記(A)のうち、 就労移行率が3割以上の事業所数(B)	3箇所	○平成32年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の数(割合については事業所数(B)を就労移行支援事業所数(A)で除したもの)
	50%	

◆就労定着支援利用者の職場定着率

項目	数値	内容
就労定着支援利用者数(A)	3人	○平成32年度末において就労定着支援事業を利用する者
【目標値】就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率(B)	100%	○平成32年度末における就労定着支援利用者の1年後の職場定着率

5 障害児支援の提供体制の整備等

○障害のある子どもを対象とするサービス提供体制等の整備について、以下のとおり目標値を設定します。

◆児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

項目	数値	内容
児童発達支援センター	1箇所	○平成32年度末時点の児童発達支援センターの数
保育所等訪問支援	4箇所	○平成32年度末時点の保育所等訪問支援の事業所数

◆主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	内容
児童発達支援	1箇所	○平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数
放課後等デイサービス	2箇所	○平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

◆医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

項目	数値	内容
草津市障害児(者)自立支援協議会において協議	-	○平成30年度末時点の協議の場

第3章：サービス等の見込み量と確保方策

■障害者総合支援法によるサービス

◆自立支援給付(訪問系サービス)

サービス種別	指標	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
居宅介護	時間数/月	2,784.0	2,844.0	2,904.0
	利用者数	232	237	242
重度訪問介護	時間数/月	728.0	780.0	832.0
	利用者数	14	15	16
行動援護	時間数/月	680.0	700.0	720.0
	利用者数	34	35	36
同行援護	時間数/月	297.0	308.0	319.0
	利用者数	27	28	29

障害者のニーズを把握し適切なサービス利用が図られるよう、サービス等利用計画を個別に作成しサービスの提供を行います。また、今後増加が予想されるサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努めたいと、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。

◆自立支援給付(日中活動系サービス)

サービス種別	指標	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
生活介護	日数/月	3,546	3,708	3,870
	利用者数 (通園タイプ利用者数)	197	206	215
		21	23	24
療養介護	日数/月	330	360	390
	利用者数	11	12	13
就労継続支援A型	日数/月	684	720	756
	利用者数	38	40	42
就労継続支援B型	日数/月	4,575	4,755	4,935
	利用者数	305	317	329
就労移行支援	日数/月	550	560	570
	利用者数	55	56	57
就労定着支援	利用者数	-	3	3

湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備や増築等を促進すること等によりサービス量の確保を図るとともに、質の維持・向上を努めます。また、特に重症心身障害者の通所事業所について計画的に施設整備促進を図るとともに、強度行動障害者が安心して通所できるよう、事業所の安定的な運営を支援する方策について検討します。【生活介護】

特別支援学校の卒業生や日中活動の場が確保されていない障害者のニーズが高いことから、今後も利用者数の伸びが見込まれます。【就労継続支援B型】

特別支援学校卒業見込者等への就労アセスメントについては、国の考え方にに基づき、第5期障害福祉計画の計画値には含めませんが、引き続き、就労アセスメントを実施することで就労面に関する情報を把握し、サービス等利用計画や個別支援計画に反映させて的確な支援につなげます。【就労移行支援】

サービス種別	指標	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
機能訓練	日数/月	36	36	36
	利用者数	4	4	4
生活訓練	日数/月	260	260	260
	利用者数	26	26	26
短期入所	日数/月	309	315	321
	利用者数	103	105	107

特別支援学校在学中の生徒の新規利用が見込まれるため、利用者は毎年増加していくものと考えられます。しかしながら、社会資源が限られていることから、他のサービスの利用等も含め、効果的・効率的な利用につなげるため、利用者やその家族に対して、短期入所の目的や施設の現状を理解してもらえよう周知に努めます。【短期入所】

◆自立支援給付（居住系サービス）

サービス種別	指標	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
自立生活援助	利用者数	1	1	1
共同生活援助	利用者数	86	90	95
	月数/年	860	900	950
施設入所支援	利用者数	60	60	59
	月数/年	660	660	649

施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需用が見込まれます。今後も引き続き湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、グループホームの利用希望や利用実態等を把握し、市が新たなグループホームの整備や定員増等について促進すること等によりサービス量の確保を図ります。また、重度障害者に対応したグループホームの整備促進のため、湖南地域障害児・者サービス調整会議等において対応策の検討を進めます。【共同生活援助】

◆自立支援給付（相談支援サービス）

サービス種別	指標	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
計画相談支援	利用者数	875	915	955
地域移行支援	利用者数	3	3	3
地域定着支援	利用者数	2	2	2

障害福祉サービスを利用する障害者は増加しており、今後も質の高い相談支援が望まれることから、新たな相談支援事業所の参入、人材の確保に努め、相談支援体制の充実を目指します。

計画相談支援の見込量については、障害福祉サービスの必要なすべての障害者にサービス等利用計画の作成が義務付けられていることから、障害福祉サービスの利用見込者数を利用者数として設定しています。

◆地域生活支援事業

事業名	指標	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
理解促進・研修啓発事業	実施数（件）	3	3	3
自発的活動支援事業	団体補助実施数（件）	9	9	9
孤立化防止対策事業	実施数（件）	1	1	1
障害者相談支援事業	相談件数（件）	38,148	38,529	38,914
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人）	11	12	13
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	利用件数（件）	500	500	500
手話奉仕員養成講座事業	修了見込者数（登録見込者数）（人）	25	25	25
日常生活用具給付等事業	全体給付件数（件）	2,785	2,944	3,111
移動支援事業	全体延べ利用時間（時間）	21,210	23,562	26,160
地域活動支援センター事業（基礎的事業）	実施箇所数（箇所）	2	2	2
訪問入浴サービス事業	利用回数（回）	272	272	272
日中一時支援事業	利用回数（回）	7,920	8,040	8,160
社会参加促進事業（障害者スポーツ大会事業）	参加者数（人）	625	625	625

孤立化防止対策事業として、孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。

障害者相談支援事業では、様々な障害者のニーズに対応するため、市立障害者福祉センターや精神障害者地域生活支援センター「風」で障害者やその関係者からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、障害者の自立と地域生活を支援します。また、相談実績等を見極めながら、今後の相談支援体制の強化を図ります。基幹相談支援センターの設置については、圏域の相談支援事業所の状況等も踏まえながら検討します。

日中一時支援事業については、今後も利用者のニーズの把握や事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。また、学校の長期休みにおける医療的ケアの必要な利用者の受入れについて、実施事業所と連携し、確保に努めます。

■児童福祉法によるサービス

事業名	指標	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
児童発達支援	日数/月	642	642	642
	利用者数	67	68	69
医療型児童発達支援	日数/月	34	34	34
	利用者数	5	5	5
放課後等デイサービス	日数/月	3,047	3,531	4,015
	利用者数	277	321	365
保育所等訪問支援	日数/月	12	13	13
	利用者数	20	21	22
居宅訪問型児童発達支援	日数/月	12	12	12
	利用者数	6	6	6
障害児相談支援	利用者数	375	421	467
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	配置人数	1	1	1

障害児通所支援等のサービスの利用者は、今後も増加すると見込んでいます。既存の事業所や新規開設予定の事業所においてサービス量の確保を図ります。また、新設の居宅訪問型児童発達支援については、ニーズの把握や制度の周知に努めます。さらに、これらのサービスを適切に利用するため障害児支援利用計画の作成等を行う障害児相談支援事業所については、民間の新規開設についても調整していきます。

■法定外・無認可等のサービス

事業名	指標	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
社会的事業所	日数/年	240	240	240
	利用者数	1	1	1
滋賀型地域活動支援センター	日数/年	240	240	240
	利用者数	1	1	1

現在のところ事業所数が少なく利用者数の増加は見込めませんが、現在利用している人が引き続きサービス利用できるよう体制の確保に努めます。